

サービス提供者証明書申請作業要領

1. 経済部（以下、本部）は、海峽兩岸經濟協力枠組協議（以下、本協議）に係るサービス提供者の証明書に関する業務を取り扱うために本要領を定める。
 2. わが国の国民又はわが国において法に基づき設立した会社、信託、共同経営、合弁、独資、協会又は商会在中國大陸地区に商業拠点を設立してサービスを提供することを希望し、本協議の付属書4に列挙される業種に符合する場合は、本要領に基づいて本部又は本部が委託する機関にサービス提供者証明書を申請することができる。
 3. わが国の国民が本部又は本部が委託する機関にサービス提供者証明書を申請する場合、サービス提供者証明書申請書を提出し、以下に列挙する書類を添付しなければならない。
 - (1) 身分証明書のコピー。
 - (2) 提供するサービスの性質と範囲に関する証明文書又はそのコピー。
 4. わが国において法に基づき設立した会社、信託、共同経営、合弁、独資、協会又は商会在本協議付属書5に定める条件を具備しており、本部又は本部が委託する機関にサービス提供者証明書を申請する場合、サービス提供者証明書申請書を提出し、以下に列挙する書類を添付しなければならない。
 - (1) 法人登記又は商業登記証明文書のコピー。
 - (2) 最近3年間の税金完納証明書のコピー。
 - (3) 会計士が署名した最近3年間の財務諸表。
 - (4) 所有又は賃借している経営場所に関する証明文書又はそのコピー。
 - (5) 提供するサービスの性質と範囲に関する証明文書又はそのコピー。
- 前項の第2号、第3号が、銀行及びその他金融サービス、証券、先物商品及びその関連サービス、保険及びその関連サービスの提供を申請するものならば、添付する文書は最近5年間のものとする。
- 第1項第1号の会社と商業組織の登記証明文書のコピーは登記機関のウェブサイト公開されている資料を印刷して、それに代えることができる。

5. 本部又は本部が委託する機関が業務主務官庁に対し書面にて照会し、審査の結果、本協議の規定に符合した場合、サービス提供者証明書を発行する。
2以上の業種を申請した場合、各業種にそれぞれ、サービス提供者証明書を発行する。
6. サービス提供者証明書の有効期間は3年とする。必要な時には、期限満了60日前から期限満了後180日以内に更新を申請することができる。